

(案)

串間市母子保健計画【第3次】

(令和7年度～令和11年度)

令和7年 月

串間市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の評価推進体制	3
第 2 章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本目標と基本施策	5
第 3 章 施策の展開	6
第 4 章 指標及び目標	13

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市の母子保健事業は、平成9年に「串間市母子保健計画」を策定し、平成15年には国の「健やか親子21」にならい「くしま健やか未来21」を策定、その後「串間市次世代育成支援行動計画」の一部として取り込まれ、平成27年度からは後継計画として子ども子育て支援新制度に基づく「串間市子ども・子育て支援事業計画」として推進されてきました。

しかし、母子を取り巻く環境の変化や育児不安の増加、児童虐待の発生などの新たな課題への対応が迫られるなか、地域や関係機関が連携し、安心して妊娠・出産できる仕組みづくりなどがより強く求められてきたことから、切れ目のない支援を提供するための体制づくり、母親が安心して子供を産み、子どもの健やかな成長につながる事業を実施していくための計画として「串間市母子保健計画」を平成28年に策定しました。その後、令和2年度に見直しを行い串間市母子保健計画【第2次】を推進してきました。本計画は、串間市母子保健計画【第2次】の性格を踏襲すると同時に、「串間市こども計画」と整合性を図りながら、母子保健分野の更なる取組に反映させるため、令和7年度より開始します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「串間市こども計画」における母子保健分野を推進するための実践計画として、串間市母子保健推進協議会において示された課題や、国の成育医療等基本方針に基づき策定し、推進するものです。

また、「串間市健康増進計画」「串間市障がい児福祉計画」との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画期間は、令和7年度から令和11年度とします。

4 計画の評価推進体制

本計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、

事後の検証を行う体制を整える必要があります。

そのため計画策定後は、「串間市母子保健推進協議会」を開催し、本計画の取組状況等の報告や取組に対するご意見をいただき、適宜見直しを行いながら推進に努めることとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来を担うこどもや若者を地域で応援し「こどもまんなか社会」を実現する くしま

母子保健対策は、母子の健康の保持増進を図ることにより、子どもの健やかな発育・発達を支援することを基本としています。したがって、当市の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標を設定し、この計画を推進することで『未来を担うこどもや若者を地域で応援し「こどもまんなか社会」を実現する くしま』を目指します。

2 基本目標と基本施策

以下の3つの基本目標を設定し、目標ごとに施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策	施策別項目
基本目標 1 すべてのこどもを大切にし、こどもが健やかに成長できるまちづくり	基本施策 1 虐待防止・虐待対応のための取組の推進	①虐待防止の視点で切れ目ない支援体制の充実に取り組むとともに、関係機関間の有機的な連携体制の強化を目指します。
基本目標 2 成長段階に応じたこどもの健やかな成長を支えるまちづくり	基本施策 1 妊娠・出産・育児を支える体制の確保	①安心して出産できる環境づくり ②乳幼児の健やかな成長への支援 ③発達に関する支援
	基本施策 2 学校教育の充実	①子どもの健やかな成長を支える体制づくり
基本目標 3 安心してこどもを産み育てることのできるまちづくり	基本施策 1 こどもや子育てを支える環境づくり	①こどもや子育てを支援する体制の構築
	基本施策 2 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援	①妊娠・出産・子育てに関する経済的支援の提供

第3章 施策の展開

基本目標1. すべてのこどもを大切にし、こどもが健やかに成長できるまちづくり

基本施策1：虐待防止・虐待対応のための取組の推進

切れ目ない支援体制の充実に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関間の有機的な連携体制の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組を推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
相談支援体制の充実 (こども家庭センター)	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援センター、家庭児童相談室、教育保育施設、学校、医療機関、児童相談所、保育所等と連携し、相談体制の充実を図り、各機関での児童虐待の早期発見につとめます。・サポートプラン等、支援機関としての機能を整備し支援体制の充実を図ります。・精神科医療機関を含めた会議等に積極的に参加し、地域の関係機関との連携体制づくりにつとめます。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・要保護児童・要支援児童への対応として関係機関との連携を図ります。・児童相談所や保健所等の技術的支援を受け、相談支援体制の充実を図ります。	福祉事務所 児童相談所 保健所
要保護家庭、要支援家庭訪問	様々なケースに対応し、必要に応じて家庭訪問を行います。	福祉事務所
普及啓発	11月の児童虐待防止月間を中心に、オレンジリボン運動や教育保育施設、学校等へのリーフレット配布、広報紙への情報掲載等により啓発を行います。	福祉事務所

基本目標 2. 成長段階に応じた子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

基本施策 1：妊娠・出産・育児を支える体制の確保

① 安心して出産できる環境づくり

安心して出産を迎えるように、産前・産後に係る相談支援体制の構築、母子の健康支援に取り組みます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
母子健康手帳交付	母子保健コーディネーターが面談を行い母子健康手帳を交付します。妊婦の生活状況、胎児の状況等を確認し、安心して出産に臨むことができるよう努めます。必要に応じ栄養士による生活指導及び栄養指導も実施します。	福祉事務所
妊婦健康診査	・妊婦一般健康診査 14回（多胎+5回）分について受診券・助成券を発行するとともに、公費助成し、経済的負担の軽減や妊婦の健康状態を把握し健康管理に努めます。 ・歯科健診の受診状況等を把握し現状の分析を行います。	福祉事務所
産婦健診	産後の体の回復状況の確認と悩みや不安などを相談する機会として、産後2週間と産後1か月に公費助成し、産婦の健康状態を把握し健康管理に努めます。	福祉事務所
保健指導	安心して出産を迎えるように、妊娠期の過ごし方や産後のメンタルヘルスなど妊娠・出産に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行います。保健指導は、必要に応じ、妊娠婦本人に加え家族に対しても実施します。	福祉事務所
産後ケア事業	ケアを必要とする産婦に対して、母体・乳児のケア、心身のケアが受けられるサービスの利用料の助成を行い、利用を勧めることで育児負担の軽減をはかります。	福祉事務所
妊婦等支援給付事業	経済的支援と同時に母子保健コーディネーターによる伴走型支援を実施し安心して出産に臨むことができるよう努めます。	福祉事務所

② 乳幼児の健やかな成長への支援

乳児の健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、乳児のいる家庭への全戸訪問等による情報提供や育児相談、乳幼児健診や離乳食教室の実施等による健康支援に取り組みます。

また、子どもの発育発達を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るとともに親子の状況に応じた育児相談や発達支援に努めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
乳児家庭全戸訪問	<ul style="list-style-type: none">・乳児の健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、乳児のいる家庭をすべて訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を実施します。・支援が必要な里帰り出産する方については、里帰り先の市町村等と情報共有するなど連携し支援します。	福祉事務所
保健指導（再掲）	幼児の健やかな成長と保護者の子育てを応援するために家庭訪問や面談等により子育てに関する情報提供や育児相談を実施します。	福祉事務所
乳児健診	3～5か月児を対象に集団健診を実施し、発達・発育の確認とともに、予防接種等の説明、育児相談を行います。	福祉事務所
乳児一般健康診査	医療機関による個別健診として2回実施し、精密検査が必要な場合は検査費の助成を行います。	福祉事務所
離乳食教室	乳児の健康と発達を促進し、保護者が安心して育児に取り組むため、栄養についての相談指導を行います。	福祉事務所
1歳6か月児健診	1歳6か月児から2歳未満児を対象に健診を実施し、運動器機能や言葉、生活習慣等を確認します。また、フッ化物塗布やブラッシング指導を行います。	福祉事務所

2歳児歯科健診	2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科健診及びフッ化物塗布やブラッシング指導を行います。	福祉事務所
3歳児健診	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い、発達状況を確認するとともに、言語聴覚士や心理士による個別相談も対応します。また、フッ化物塗布やブラッシング指導も行います。	福祉事務所
フッ素洗口	教育保育施設においてフッ素洗口を実施し歯科口腔保健の向上を図ります。	福祉事務所
予防接種	予防接種について、適切な時期での接種勧奨を実施します。また、任意接種について、必要に応じ一部助成を行い感染症のまん延を防ぎます	福祉事務所

③発達に関する支援

全ての子どもが健やかに生まれ育つよう、乳幼児健康診査等の機会や、教育保育施設等との連携を通じて、発達・発育に課題を抱えている子どもの把握に努めるとともに、発達・発育に課題を抱えている子どもに対する支援を行います。

施策・事業名	取組方針	担当部署
はぐくみサポート教室 (発達相談)	・未就学児を対象に、小児科医師や心理カウンセラー等の専門的な視点で子どもの発達状況を診察・個別相談を行います。 ・親子遊びや音楽療法、友だちとの遊びを通して、保護者が子育てを学ぶトレーニングの場、子どもの発達を促す場、子どもの発達について相談する場として実施します。	福祉事務所
子ども発達相談室 (ことばの教室)	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、言語聴覚士がことばの訓練を行います。	福祉事務所

5歳児健診	年中児を対象に健診を実施し、子どもの発達や生活、育児の方法等の保護者の不安や悩みについて相談する機会としても実施します。	福祉事務所
教育保育施設等との連携	教育保育施設と連携し、子どもの発達を確認するとともに保護者の相談対応を実施します。また必要に応じ園巡回訪問支援を活用します。	福祉事務所 支援学校
就学への円滑な移行への支援	<p>・発達等に関し支援が必要な子どもに対し、就学や進学にあたり、保護者、教育保育施設、学校、教育委員会、福祉事務所が連携し、就学・進学後の支援体制を検討します。</p> <p>・学齢期の保健指導を推進するために、学校の養護教諭と福祉事務所が情報共有を図り、肥満傾向児等の実態把握等を行います。</p>	学校政策課 福祉事務所

基本施策2：学校教育の充実

① 子どもの健やかな成長を支える体制づくり

こどもたちが健やかに成長できるよう、健康的な生活習慣の定着、心のケアの推進等により、身体面・精神面における成長を支援します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
児童・生徒の健康増進の推進	<ul style="list-style-type: none"> 将来の生活習慣病予防のために、食の教育の実施、体力向上に努め、基本的な生活習慣の定着（喫煙、飲酒についてを含む）を推進します。 フッ素洗口の実施やむし歯治療率等の向上により歯科口腔保健の向上を図ります。 性や健康に関する正しい知識の普及につとめます 	学校政策課
児童・生徒の心のケアの推進	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーターの配置等により児童・生徒の悩み等に寄り添う体制を整備します。市青少年育成市民会議や各地区協議会、関係機関との情報共有による、児童・生徒や家庭に寄り添った支援を推進します。	学校政策課

基本目標3. 安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり

基本施策1：子どもや子育てを支える環境づくり

① 子どもや子育てを支援する体制の構築

子育て当事者に対し、専門的な対応ができる相談支援体制を構築するとともに、関係機関等が連携を図りながら、包括的に支援を提供できる体制の構築を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
妊娠期からの切れ目ない支援の提供	<ul style="list-style-type: none">・子ども家庭センターにおいて、教育保育施設、学校、医療機関等と連携を図り、妊娠・出産・子育てに関する支援を切れ目なく行います。・社会資源の活用を図り、育児負担軽減を図るサービス構築につとめます	福祉事務所
地域子育て支援拠点	親子が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児不安に対する相談にも対応します。	福祉事務所
家庭児童相談室	家庭における子育てに関する悩みなどの相談に対応します。	福祉事務所
養育支援訪問	育児不安や貧困、疾病等により養育環境等に不安を抱える家庭に対し、子育てについての不安や悩みを解消できるよう、訪問等による支援を行います。	福祉事務所
相談支援体制の質的・量的充実	<ul style="list-style-type: none">・各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置等による各機関の体制充実と連携強化を図ります。・発達障がいをはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備において、必要に応じ保健所等の支援を受けながら充実を図ります。	福祉事務所

基本施策 2：妊娠・出産・子育てに関する経済的支援

妊娠・出産・子育てに係る経済的負担を軽減することで、生活安定を図り、安心して子育てできる環境をつくります

施策・事業名	取組方針	担当部署
不妊治療費助成事業	不妊治療に係る費用を一部助成することで経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
妊婦健康診査【再掲】	妊婦健康診査 14 回（多胎 + 5 回）分について公費助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
産婦健診【再掲】	産後の健康診査 2 回について公費助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
妊婦健診通院支援事業	国・県等の補助金を活用し、妊婦健診通院に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
産後ケア事業【再掲】	サービスの利用料の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
妊婦等支援給付事業【再掲】	妊娠のための支援金給付を行い経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
乳児一般健康診査【再掲】	乳児健康診査 2 回分について公費助成し、経済的負担の軽減を図ります	福祉事務所
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査の助成を行うことで経済的負担軽減を図ります。	福祉事務所
養育医療	未熟児医療に係る費用の助成を行うことで経済的負担軽減を図ります	福祉事務所

第4章 指標及び目標

指標及び目標を、以下のとおり設定します。

	指標名	国の指標		市の指標	
		現状値	目標値 (令和7年度)	現状値	目標値 (令和11年度)
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	94.8% (令和3年度)	増加	93.8% (令和5年度)	増加
2	産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	9.7% (令和3年度)	減少	5.3% (令和4年度)	減少
3	産後ケア事業の利用率	6.1% (令和3年度)	増加	令和5年度までは対象者を絞って実施していたが、令和6年度から全数対象(希望者)として実施	増加
4	全出生数中の低出生体重児の割合	1,500g未満: 0.8% 2,500g未満: 9.4% (令和3年)	減少	2,500g未満: 4.9% (令和3年度)	減少
5	妊娠の喫煙率	1.9% (令和3年度)	0%	1.6% (令和5年度)	0%
6	妊娠中のパートナーの喫煙率	—	—	—	—
7	かかりつけ医(医師・歯科医師など)をもつている子どもの割合 再掲: 乳幼児の口腔	医師 3・4か月児: 79.9% 3歳児: 89.6% 歯科医師 3歳児: 52.7% (令和3年度)	医師 3・4か月児: 85.0% 3歳児: 95.0% 歯科医師 3歳児: 55.0%	医師 3・4か月児: 82.3% 3歳児: 97.6% 歯科医師 3歳児: 34.5% (令和5年度)	医師 3・4か月児: 85% 3歳児: 100% 歯科医師 3歳児: 40%
8	むし歯のない3歳児の割合	89.8% (令和3年度)	増加(令和14年度の目標値 95%)	91.7% (令和5年度)	93.9%
9	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合	74.1% (令和2年度)	80% (令和6年度)	71.7% (令和5年度)	増加
10	児童・生徒における瘦身傾向児の割合	16歳(高校2年生)女子: 2.9% <参考> 10歳(小学5年生)男子: 2.4% 女子: 2.5% 13歳(中学2年生)男子: 2.6% 女子: 3.3% 16歳(高校2年生)男子: 3.7% (令和4年度)	減少	16歳(高校2年生)女子: -% <参考> 10歳(小学5年生)男子: 2.5% 女子: 0% 13歳(中学2年生)男子: 1.0% 女子: 0% 16歳(高校2年生)男子: -% (令和5年度)	減少(0%は維持)
11	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)男子: 15.1% <参考> 10歳(小学5年生)女子: 9.7% 13歳(中学2年生)男子: 12.3% 女子: 9.1% 16歳(高校2年生)男子: 11.1% 女子: 7.0% (令和4年度)	減少	10歳(小学5年生)男子: 12.8% <参考> 10歳(小学5年生)女子: 12.9% 13歳(中学2年生)男子: 14.0% 女子: 20.1% 16歳(高校2年生)男子: -% 女子: -% (令和5年度)	減少

	指標名	国の指標		市の指標	
		現状値	目標値 (令和7年度)	現状値	目標値 (令和11年度)
12	朝食を欠食する子どもの割合	5.6% (令和4年度)	0%	小学6年生:3.6% 中学3年生:9%	0%
13	1週間の総運動時間(体育授業を除く)が60分未満の児童の割合	小学5年生 男子:8.8% 女子:14.4% 中学2年生 男子:7.8% 女子:18.1% (令和3年度)	小学5年生 男子:4.4% 女子:7.2% 中学2年生 男子:3.9% 女子:9.1% (令和8年度までの目標値)	—	減少
14	う蝕のない十代の割合	71.7% (令和3年)	国:今後設定 県:90% (令和11年度)	むし歯保有率より算出 小学1年生:52.2% 中学1年生:72% (令和4年度)	90%
15	歯肉に疾病・異常がある十代の割合	19.8% (平成28年)	減少 (令和14年の目標値 10%)	歯肉に炎症がある10代の割合 11歳:9.8% 14歳:9.2%	減少
16	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児:94.7% 1歳6か月児:85.1% 3歳児:70.0% (令和3年度)	3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%	3・4か月児:98.4% 1歳6か月児:91.3% 3歳児:82.1% (令和5年度)	増加
17	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	80.9% (令和3年度)	90%	40.9% (令和5年度)	90%
18	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.3% (令和3年度)	現状維持	89.1% (令和5年度)	95%
19	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児:89.3% 1歳6か月児:81.0% 3歳児:75.7% (令和3年度)	3・4か月児:92% 1歳6か月児:85% 3歳児:75%	3・4か月児:96.8% 1歳6か月児:82.6% 3歳児:75% (令和5年度)	3・4か月児:増加 1歳6か月児:85% 3歳児:80%